

## 「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」及び

## 「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	国保組合	Ⅲ-4	<p>個人情報 の適 正な取 得、個人 データ 内容の 正確性 の確保 (P29)</p> <p>(該当箇所) 29 頁冒頭 27 条関係</p> <p>(意見) 第三者行為求償について健保と違って触れてすらいないのはなぜか明確にすべきである。</p> <p>(理由) 損保会社の場合は悪用される危険は小さいにせよ、加害者自身に求償する場合はどうなるのか。確かに実際は（交通事故以外は）死文化しているが、河野太郎が改廃でなく厳守を主張したので、死文化しているから構わないで済ませるべきではない。もし被害者側が義務を厳守すれば「保険公にチクった」として報復で更に重傷を負わされてしまう。特に加害者が暴力団員の場合、健保の意見募集に書いてある「個人データが転々流通することは想定されにくい」どころか、組に情報が流れ、たとえ加害者が捕まろうが被害者が遠方に逃れようが、仲間に報復されてしまう。本当は求償の仕組み自体を直すべきだが意見募集対象外なのでこれ以上論じない。</p> <p>【個人】</p>	<p>第三者行為の求償事務については、新旧対照表において省略されていますが、既に「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の P46、P70、P71 において、関連する記載を行っております。</p>
2	国保連	Ⅲ-4	<p>個人情報 の適 正な取 得、個人 データ 内容の 正確性 の確保 (P25)</p> <p>(該当箇所) 25 頁下から 8 行目から</p> <p>(意見) 第三者行為求償について健保と違って触れてすらいないのはなぜか明確にすべきである。</p> <p>(理由) 損保会社の場合は悪用される危険は小さいにせよ、加害者自身に求償する場合はどうなるのか。確かに実際は（交通事故以外は）死文化しているが、河野太郎が改廃でなく厳守を主張したので、死文化しているから構わないで済ませるべきではない。もし被害者側が義務を厳守すれば「保険公にチクった」として報復で更に重傷を負わされて</p>	<p>第三者行為の求償事務については、新旧対照表において省略されていますが、既に「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の P13、P45、P67、P68 において、関連する記載を行っております。</p>

番号	該当箇所			寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>しまう。特に加害者が暴力団員の場合、健保の意見募集に書いてある「個人データが 転々流通することは想定されにくい」どころか、組に情報が流れ、たとえ加害者が捕ま ろうか被害者が遠方に逃れようか、仲間に報復されてしまう。本当は求償の仕組み自 体を直すべきだが意見募集対象外なのでこれ以上論じない。</p> <p>【個人】</p>	